

保育標準時間

保育料基準額表（令和5年10月1日～）

(単位:円)

階層	世帯の階層区分 所得等の条件		保育料(月額)				月額延長保育料(区立保育園) <small>(備考7)</small>		
			0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
			第1子	第2子	第3子				
A <small>(備考3)</small>	生活保護世帯		0				0	0	0
B <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯 <small>(備考4)</small>	0				0	0	0
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外	0				200	200	200
C1 <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		3,200						
C2 <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000円未満相当の世帯	3,700	第2子以降の保育料は(延長保育料を除く)	幼児3歳教育クラス保育の上無償、延長保育料はかかりません。		700	700	700
C3 <small>(備考3)</small>		7,000円以上相当の世帯	4,500						
D1 <small>(備考3)</small>		48,600円未満相当の世帯	8,200						
D2 <small>(備考3)</small>		48,600円以上相当の世帯	10,100						
D3 <small>(備考3)</small>		52,500円未満相当の世帯	11,400						
D4 <small>(備考3)</small>		52,500円以上相当の世帯	18,900						
D5 <small>(備考3)</small>		55,000円未満相当の世帯	23,400						
D6 <small>(備考3)</small>		55,000円以上相当の世帯	26,300						
D7 <small>(備考3)</small>		60,000円未満相当の世帯	28,900						
D8 <small>(備考3)</small>		60,000円以上相当の世帯	31,200						
D9 <small>(備考3)</small>		66,000円未満相当の世帯	33,700						
D10 <small>(備考3)</small>		66,000円以上相当の世帯	35,800						
D11 <small>(備考3)</small>		75,000円未満相当の世帯	38,000						
D12 <small>(備考3)</small>		75,000円以上相当の世帯	39,900						
D13 <small>(備考3)</small>		80,000円未満相当の世帯	42,000						
D14 <small>(備考3)</small>		80,000円以上相当の世帯	43,700						
D15 <small>(備考3)</small>		86,000円未満相当の世帯	45,600						
D16 <small>(備考3)</small>		86,000円以上相当の世帯	47,200						
D17 <small>(備考3)</small>		91,000円未満相当の世帯	49,100						
D18 <small>(備考3)</small>		91,000円以上相当の世帯	53,200						
D19 <small>(備考3)</small>		97,000円未満相当の世帯	60,000						
D20 <small>(備考3)</small>		97,000円以上相当の世帯	65,900						
D21 <small>(備考3)</small>		105,000円未満相当の世帯	70,500						
D22 <small>(備考3)</small>		105,000円以上相当の世帯	74,000						
D23 <small>(備考3)</small>		110,000円未満相当の世帯	77,700						
D24 <small>(備考3)</small>		110,000円以上相当の世帯	81,500						
D25 <small>(備考3)</small>	1,100,000円未満相当の世帯	86,500							
D26 <small>(備考3)</small>	1,100,000円以上相当の世帯	91,500							

(備考)

- この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあっては令和4年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあっては令和5年度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄付金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 原則として第2子・第3子基準額は、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合(年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要です)の第2子・第3子に適用します。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層(所得割額77,101円未満まで)の場合、第1子の保育料は無料となります。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子(父子)世帯または在宅障害児(者)のいる世帯のことを言います。
- 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。
- 延長保育料は1時間利用した場合の月額の金額です。